

○集團指導 概要

1 集団指導の根拠

- ・居宅訪問型の認可外保育施設は、届出対象施設として位置づけられている(児童福祉法第59条の2)
- ・届出対象施設には、立入調査を年1回以上実施(児童福祉法第59条第1項)
- ・居宅訪問型の認可外保育施設については、立入調査に代えて集団指導を実施(認可外保育施設指導監督の指針)

2 国のベビーシッターに関するこれまでの対応

- | | |
|------------|--|
| ×平成26年3月 | ベビーシッターを名乗る男による事件が発生
(平成30年最高裁で懲役26年の実刑判決) |
| ・平成27年4月 | 子ども・子育て支援法施行(認可の居宅訪問型保育事業の制度化)
児童福祉法改正(認可外の居宅訪問型保育事業の届出義務化)
ー1日に保育する乳幼児が6人以上の事業者に限る |
| ・平成27年6月 | 「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」を公表
⇒ガイドラインの適合状況を調査し、ホームページで公表 |
| ・平成28年4月 | 個人のベビーシッターを含む居宅訪問型保育事業者の届出義務化
ー1日に保育する乳幼児が1人以上の事業者 |
| ・令和元年10月 | 幼児教育・保育の無償化に併せて、指導監督基準で資格・研修受講の基準を明記(保育士、看護師又は都道府県等や全国保育サービス協会の研修受講を義務化) |
| ×令和2年4月・6月 | マッチングサイトを介したベビーシッター利用で、わいせつ行為による逮捕事案が2件発生。 |
| ・令和2年6月 | マッチングサイト運営者に対し、ベビーシッターに対する注意喚起を依頼
「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を改訂し、保護者や事業者
に周知 |
| ・令和2年9月 | ここ de サーチ運用開始 |
| ・令和3年3月 | 「子どもの預かりサービスのマッチングサイトにかかるガイドライン」改訂
認可外保育施設指導監督の指針改正
ー居宅訪問事業者に対して、都道府県が集団指導を実施することを明記 |

3 京都市での集団指導・個別面談、指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について

(京都市認可外保育施設指導監督及び指導監督基準を満たす旨の証明書の交付等に係る取扱い要綱)

4 届出等の提出

(1) 変更届 ― 以下に変更のあった日から1か月以内に届出

「設置者の氏名及び住所」「施設の管理者の氏名及び住所」

「施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）」

(2) 休止・廃止届 ― 事業を廃止する場合または事業を一時的に休止する場合は、休止・廃止の日から1か月以内に届出

※ 京都市外に転出される場合は、京都市に廃止届を提出してください。

※ 休止後、再開する場合は、設置届の提出が必要です。

☆ 電話番号やメールアドレスを変更した場合も、ご連絡ください。

5 報告

(1) 運営状況報告

年1回提出が義務付けられています。（児童福祉法第59条の2の5第1項）

京都市では、毎年3月に報告依頼をします。

(2) 重大事故発生時の報告

死亡事故、意識不明の事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等、自動車への置き去り事故事案が生じた時点で報告すること。

※事故発生当日中に幼保総合支援室へ報告してください。

（参考）京都市情報館サイト内検索 180819

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000180819.html>

※重大事故防止のため、十分な注意を払い保育を提供してください。

★特に留意が必要な場面

睡眠中、プール・水遊び、誤嚥（食事中・玩具・小物等）、食物アレルギー

（参考）教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

【施設・事業者向け】

※事故発生時の適切な対応が可能となるよう、日ごろから十分備えてください。

（参考）教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

【発生時対応】

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline>

6 人権に配慮した保育

「子どもを尊重する」ことや「子どもの人権擁護」について、常に高い意識をもって保育を行ってください。

(1) セルフチェックで自らの保育を振り返り、保育の質の向上に努めてください。

(参考) 保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト

(2) 児童虐待に対する適切な知識および対応について理解を深めてください。

(参考) 厚生労働省ホームページ「児童虐待防止対策について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001w361-att/2r9852000001x8qy.pdf>

(参考) 厚生労働省ホームページ「体罰等によらない子育てのために」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000598146.pdf>

○保育料無償化の制度について（認可外保育施設の場合）

保護者はあらかじめ保育料を支払い、領収書等で保育料の還付を受ける制度

幼児教育・保育の無償化の対象年齢は下記の通り

- ・ 3～5 歳児クラスの子ども：3 歳になって初めて迎える 4 月～小学校入学まで
- ・ 0～2 歳児クラスの子ども：（市民税非課税世帯のみ）

（保護者の条件）

- ・ 施設利用費給付申請で新 2 号・新 3 号の認定を受けること（保育の必要性の認定）
- ・ 保育所等（＊）を利用していないこと
 - ＊認可保育所等、一定基準（平日 8 時間かつ年間 200 日）以上の預かり保育を実施している幼稚園
 - ・ 認定こども園、企業主導型保育事業

（施設の条件）

- ・ 設置届を出していること
- ・ 特定子ども・子育て支援施設等の確認申請を受けていること
- ・ （京都市在住の保護者の場合 令和 3 年 4 月以降）
「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けていること

○幼児教育・保育の無償化に係る特定子ども・子育て支援施設等の確認申請

(居宅訪問型の認可外保育施設の場合)

(1) 提出書類

- ア 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（認可外保育施設）【第2号様式】
 - イ 定款又は寄附行為等及びその登記事項証明書等
(法人ではない者が申請する場合にあっては、設立代表者の印鑑登録証明書)
 - ウ 誓約書（特定子ども・子育て支援施設等）
 - エ 料金表及び利用案内・パンフレット
 - オ 職員の研修受講状況に関して、研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類 — 保育士証等
 - カ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合（見込み）状況を説明する書類（キ）
 - キ 認可外保育施設指導監督基準チェックリスト
- ※ 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている場合、（キ）は提出不要

(2) 提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市役所北庁舎 6 階
京都市子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室 民営保育施設業務推進担当
電話：075-222-3970

(参考) 京都市情報館サイト内検索 254434

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254434.html>